

## 「ふるさと納税」返礼品協力事業者を募集します

まちの価値向上や魅力を積極的に伝え、本町を応援していただける方を増やすため、更に返礼品を充実させるため、本年3回目の協力事業者を募集します。

返礼品はモノだけではなく、宿泊・体験などのサービスも可能ですが、応募条件があります。詳しくは町公式ホームページをご覧ください。まちづくり政策課ふるさと納税推進係まで問い合わせください。

応募にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、町公式ホームページから「応募用紙」ダウンロードし、メールで申請していただくようお願いします。ダウンロードなどができない場合は、下記の配布場所にある「応募用紙」に記入のうえ、まちづくり政策課へ提出してください。ご協力をお願いします。



- 応募用紙配布場所 役場まちづくり政策課、川湯支所、摩周湖観光協会
  - 応募受付期限・場所 9月15日(火) 正午までにメールで送信してください。  
送信先メールアドレス / furusato\_teshikaga@town.teshikaga.hokkaido.jp
- ※「応募用紙」を持参される場合は、役場まちづくり政策課まで提出してください。

※採用の可否は「ふるさと納税返礼品審査会」で決定します。  
※既に返礼品協力事業者になられている方は改めての応募は不要です。ただし、返礼品を変更・追加される場合は変更・追加分の応募をお願いします。

問い合わせ先／役場まちづくり政策課ふるさと納税推進係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 3 (課直通)

## 令和2年 11月8日(日) 執行予定の弟子屈町長選挙および 弟子屈町議会議員選挙について

### ◆立候補予定者説明会などの日程について

内容	日時	場所
立候補予定者説明会	10月15日(木) 14時から	町公民館 2階 講堂
立候補届出書事前審査	10月23日(金) 10時から16時まで	
立候補届出	11月3日(火) 8時30分から17時まで	

### ◆投票日について

内容	日時	場所
期日前投票期間	11月4日(水)から7日(土) 8時30分から20時まで	町公民館 1階 研修室
投票日	11月8日(日) 7時から20時まで	町内各投票所

※説明会や投票所へお越しの際は、マスクの着用をお願いします。

問い合わせ先／町選挙管理委員会事務局 ☎ 4 8 2 - 2 1 9 1

## 「地域支えあい推進会議」便り 生活のススメ 14

風立ちぬ、の秋。皆さんいかがお過ごしですか？新型コロナウイルス感染症防止のために生活様式が変わった今、お使いのスマートフォンなどで、顔を見ながらの通話を初めて楽しめた方も多いのではありませんか？会えなくてもつながる、ということとテクノロジーが手伝ってくれた例です。

半年前、極力人と会わないという状況で感じたあの何とも言えない寂しさ。それは人が幸せを感じるには環境からというより、人とのつながりからであることを物語っているのではないのでしょうか。何があってもつながり続ける工夫、を一緒に考えませんか？

さて、好評を頂いた図書館の特設コーナーが9月に復活です。アルツハイマー・デーにちなんで認知症を取り上げた本を集めます。認知症も人とのつながりが大きなキートンとなります。情報もまた、生活の質を変える助けとなります。ぜひご利用ください。

※展示期間などは10ページの図書館だよりをご覧ください。  
地域支えあい推進員 藤原直美 (生活支援コーディネーター)  
問い合わせ先／役場福祉課地域包括支援係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)まで。

## 地域包括支援センターってなに？

地域包括支援センターでは、皆さんが年齢を重ねても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるため相談を受け、その解決へ向けて必要となる手助けをしています。今回は、地域包括支援センターについて紹介します。

### どこにあるの？

役場1階の福祉課にあります。

### どんな人たちが相談にくるの？

主に、町内で暮らす65歳以上の皆さんやそのご家族が相談に来られます。

### 誰がいるの？

同センターには、主任ケアマネジャーと保健師、社会福祉主事があります。同センター内の介護予防支援事業所にはケアマネジャーがいて、専門知識を互いに活かしながらチームで活動しています。6月からは、地域おこし協力隊員として心の健康を専門とする臨床心理士も一緒に働いています！

### 何をしているの？

#### 1.相談、お聞きします

皆さんやそのご家族から相談を受けたり、自立した生活をお手伝いするための介護サービスや福祉・医療面に関する情報提供などを行っています。

#### 2.運動、交流ができる地域づくり

年齢を重ねても自分らしく生活できるような地域づくりを支援しています。町では社会福祉協議会へ委託し、介護予防サポーターの活動を支援しています。また、百歳体操の立ち上げ支援をしています。

#### ■活動の紹介

ふまねっと	「ねっとをふまない」ようにステップを踏む体操です。毎年3月には町内のふまねっとサークルが文化センターに集い華麗なステップを披露します。
ガンバルーン 摩周	柔らかいボールを使ってさまざまなゲームを行います。チームに分かれて点を競い合う種目もあるので白熱すること間違いなし！
脳トレ摩周	サポーターさんが老人会などへお邪魔し、頭の体操や運動を行います。町内の通所サービスを使っている方へ『ここに教室』のお誘いもしています。
菜の花会	毎月ゲームやお食事を楽しむ『みにデイ』を開催しています。介護者を支える会として介護者同士で話し合う懇談会も開いています。
百歳体操	手や足にもおもりをつけて体操をしています。希望されるサークルさんへ毎年体力測定も行っています。

#### 3.町と人をつなげる「橋渡し」

生活支援コーディネーターを中心に「地域における支え合

いを育むこと」を目指し、地域にお邪魔してお話を伺ったり、月1回地域支えあい推進会議を行っています。広報紙の奇数月には「地域支えあい推進会議便り」のしいささえあ生活のススメ」を掲載し、楽しく生活するためのヒントなどがつづられています。

#### 4.認知症の方やご家族への支援

認知症についての相談に応じ、また、認知症への理解を深め、安心して地域で暮らせるよう支援します。認知症やその疑いのある方の家庭を訪問し、助言や相談に応じるチーム・オレンジや、SOSネットワークといって徘徊などで帰宅困難になる可能性のある方の情報を町や警察で共有したり、捜索が必要になった時には、あらかじめ登録している情報をネットワーク機関に提供しています。

#### 5.皆さんの権利、守ります

成年後見制度の紹介、虐待の早期発見や消費者被害への対応を行います。65歳以上の皆さんが安心していきいきと暮らすために、皆さんがもつさまざまな権利を守ります。

成年後見制度とは？：認知症、知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分になった時に、財産管理や契約で不利益を被ったり、人間として尊厳がそこなわれたりすることのないように、主に法律面で支援する制度です。

いつでも、お気軽にご相談ください。  
相談以外のお話もお待ちしています。

申し込み・問い合わせ先／役場福祉課地域包括支援係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)